

平成 17 年 4 月 7 日

福島大学理工学群共生システム理工学類後援会会則

(名称)

第1条 本会は、福島大学理工学群共生システム理工学類後援会と称し、事務局を福島大学理工学群共生システム理工学類内に置く。

(目的)

第2条 本会は、福島大学理工学群共生システム理工学類の教育活動および学生の勉学、就職・福利厚生のための活動を支援し、併せて保護者との連絡協調を緊密にし、教育の振興を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、福島大学理工学群共生システム理工学類の学生の保護者及びこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生の勉学と諸活動及び福利厚生に対する助成
- (2) 学生の就職開拓、就職指導等に対する助成
- (3) 会員相互の親睦及び保護者との連絡・交流、会報の発行
- (4) 教職員の教育・研究及び福利厚生に対する助成
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 2名、理事 若干名(監査を含む)
- (2) 会長、副会長及び理事は総会において会員の中から選出する。
- (3) 役員の任期は2ヵ年とし、再任は妨げない。ただし、補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とし、任期満了後も後任者が決定するまでは任期を延長することができる。

(役員の仕事)

第6条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じた時はその職務を代理する。
- (2) 理事は、会の運営に関する重要事項を審議し、監査は、会計事務を監査する。

(顧問)

第7条 顧問は、理事会において推薦されたものを会長が委嘱する。

(総会)

第8条 本会の総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開催する事ができる。

- (1) 予算の審議
- (2) 決算の承認
- (3) 会長、副会長及び理事の選出
- (4) その他重要事項の審議

(理事会)

第9条 本会の運営、企画及び重要事項を審議するため理事会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 予算の作成

- (2) 決算の審議
- (3) 総会委任事項の処理
- (4) その他重要事項の審議

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもって充てる。

本会の会費は、総会で決定する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第12条 本会則の改正は、総会の決議によらなければならない。

附則

本会則は、平成17年4月7日より施行する。